

## 人工知能（AI）戦略本部の設置

法律附則<sup>※1</sup>の規定に基づき、公布の日から三月以内に設置予定。

## 有識者会議の設置

政令又はAI戦略本部決定等により設置予定。

## AI基本計画の策定

有識者の意見も踏まえつつ本部で案を作成し、パブリックコメントを経て、AI戦略本部決定/閣議決定予定。

## AI指針の整備

既存のガイドライン類との関係を分かりやすく整理しつつ、内閣府で検討予定。

## 情報収集、調査研究

①主要な業種の活用実態調査、②主要なAI開発者の安全性向上対策の情報収集、③最新の技術や活用事例の調査、④国民の権利利益を侵害する案件・事象の調査を内閣府で実施予定。

## 国際協調

関係府省庁の協力の下、広島AIプロセス、GPAI<sup>※2</sup>、AISI<sup>※3</sup>等の活動の更なる推進

※1 AI法附則（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第四章並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（「第四章（法第19条～第28条）」は、AI戦略本部関連の規定。）

※2 GPAI（The Global Partnership on Artificial Intelligence）は、人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用をプロジェクトベースの取組で推進するため、2020年6月に発足した、政府・国際機関・産業界・有識者等のマルチステークホルダーによる国際連携イニシアティブ。

※3 AISI（AI Safety Institute）は、AIの安全性に関する評価手法等を検討・推進するため、2024年2月に独立行政法人情報処理振興機構（IPA）に設置された機関。